

「標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査」の施設基準変更 について（案）

1. 現状

- 先進医療 A 「標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査」（以下「本技術」という。）の施設基準は、下記のように定められている。（別紙 4）

（一部抜粋）

Ⅱ. 医療機関の要件

- ・ 看護配置：要 7 対 1 看護以上
- ・ その他：

当該検査で得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について、患者が予期せず死亡した場合その他やむを得ない場合を除き、エキスパートパネルでの検討を経た上で、全ての対象患者に提供し、治療方針等について文書を用いて説明していること。（略）

- 今般、令和 8 年度診療報酬改定で以下の項目について見直しが行われた。（別紙 4）
 - ・ 急性期病院 A および B 一般入院料の新設
 - ・ がんゲノムプロファイリング検査の見直し
- 今般、上記の改定内容を踏まえ、申請医療機関より、本技術の施設基準の変更の申出があった。

2. 申請医療機関からの変更申出内容

- 変更の申出内容は下記のとおり。
 - ① 看護配置：7 対 1 以上から 10 対 1 以上に変更。
理由：急性期病院 B 一般入院料の新設により、看護配置 10 対 1 以上を選択する、がんゲノム医療拠点病院があるため。
 - ② エクスパートパネルを省略可能とする要件の変更。
理由：保険診療のがんゲノムプロファイリング検査について、エキスパートパネルの実施が検査結果に応じて省略することが可能となったため。

3. 事務局案

- 通例、先進医療 A の各技術の施設基準の見直しは、診療報酬改定年の 1 ～ 3 月ごろに実施しているが、令和 8 年度診療報酬改定に伴う見直しであることから、例外的に今回、施

設基準の見直しを行うこととしてはどうか。

○ 変更内容については、

- ・ 看護配置については、他のがんゲノムプロファイリング検査に係る先進医療において 10 対 1 以上の基準が設定されていること
- ・ 診療報酬におけるエキスパートパネルの省略要件の変更は、令和 8 年度診療報酬改定において中医協で決定されたものであること

を踏まえ、申請医療機関からの変更申出内容のとおりとしてはどうか。